

## ○飯塚市一時預かり事業実施要綱

平成25年9月11日

飯塚市告示第270号

(目的)

第1条 この告示は、保育所又はこども園(以下「保育所等」という。)が保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病による緊急時の保育及び保護者の心理的・身体的負担を軽減するための一時的な保育の需要に対応するため、一時預かり事業(以下「事業」という。)を実施することにより、地域における子育て支援の役割を担い、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象児童)

第2条 事業の対象となる児童は、飯塚市に在住する児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条に規定する保育所の入所対象とならない就学前の児童で、かつ、家庭における保育が一時的に困難となった児童とし、次条各号に掲げる事業ごとに定める要件を満たすものとする。

(事業内容等)

第3条 事業は、次の各号に定めるとおりとし、その内容は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 非定型的預かり 保護者の短期間又は断続的労働、職業訓練、就学等により、家庭における保育が一時的に困難となる対象児童の預かりで、原則として週3日を限度とする。
- (2) 緊急預かり 保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により、家庭における保育が一時的に困難となり、緊急に預かりを必要とする対象児童の預かりで、1箇月14日を限度とする。
- (3) 私的理由による預かり 保護者の育児等に伴う心理的又は身体的負担を解消するために行う預かりで、原則として週3日を限度とする。

(実施保育所等及び定員)

第4条 事業を実施する保育所等及び定員は、別表第1のとおりとする。

(設備及び職員配置)

第5条 事業を実施する保育所等は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の35各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守するものとする。

(事業の実施)

第6条 事業を利用しようとする児童の保護者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ飯塚市一時預かり事業登録申込書に必要な書類を添付し、希望する保育所等

に提出し、登録するものとする。

- 2 利用者は、利用する日の前日までに飯塚市一時預かり事業利用申込書を希望する保育所等に提出するものとする。ただし、緊急で特に市長が認める場合は、当日利用申込みができるものとする。

(利用の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、内容を確認の上決定するものとする。ただし、利用する児童の状況等によっては、定員に満たない場合でも、利用を制限できるものとする。

(利用時間)

第8条 事業の利用時間は、保育所等の通常の開設日の午前8時30分から午後5時までとする。

(利用料)

第9条 利用者は、利用料として別表第2に定める額を当該事業を実施する保育所等に納入しなければならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(飯塚市一時保育事業実施要綱の廃止)

- 2 飯塚市一時保育事業実施要綱(平成18年飯塚市告示第13号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の日の前日までに、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1(第4条関係)

名 称	定 員
飯塚市立菰田保育所	5人
飯塚市立筑穂保育所	5人
飯塚市立庄内こども園	5人
飯塚市立穎田こども園	5人

別表第2(第9条関係)

一 時 預 かり 事 業 利 用 料	
1 日	半 日
1,800円	900円

注：半日は4時間とし、4時間を超えて利用した場合は、時間の多少にかかわらず1日の利用料金とする。